

令和 7 年度西川町第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会に伴う
合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、山形県外のカヌースポーツ団体によるスポーツ合宿を支援することにより、本町のスポーツ活動を通じた交流人口の拡大及び地域活性化、更なるスポーツ活動の振興を図るため、県外のカヌースポーツ団体が町内の宿泊施設を利用して行う第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会に伴うスポーツ合宿、練習及び交流試合又はその大会の参加に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和 40 年 10 月町規則第 2 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。以ってフェリシア月山カヌーセンターの利用促進も図るものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象者は、第 61 回全日本学生カヌースプリント選手権大会の参加資格を有する大学カヌー部の部員、監督、コーチ等同一チームを編成する者とする。

2 補助金の交付対象事業は、以下の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の宿泊施設に連続 3 日以上宿泊すること。
- (2) 宿泊者数に宿泊日数を乗じて得た数が 30 以上であること。
- (3) 本町から類似する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。

(補助金の額)

第 3 条 交付する補助金の額は、延べ参加者数に 1,000 円を乗じた額又は 20 万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 5 条に規定する補助金等交付申請書の提出は、事業実施の 30 日前まで行うものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(別記様式第 2 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 規則第 14 条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日とし、添付すべきは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書(別記様式第 1 号)
- (2) 収支決算書(別記様式第 2 号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(支払い)

第6条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(帳簿の備付等)

第7条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。